

公益法人化に伴う定款改訂について（変更の詳細）

2011/02/14

2011/02/21 ver. 2

2011/03/10 ver.3

1. 定款改訂の経緯と予定

- ・公益法人化に対応した定款の変更に関しては、2009年12月から公益法人化問題検討委員会、および庶務幹事会内の定款検討WGによって検討されてきた。原案は、2010年9月の秋季研究発表会において会員に概要の説明が行われ、意見交換の場が設けられた。
- ・完成した原案をもとに委託業者（株式会社アダムズ）のアドバイスを受けて修正した案が、本定款変更（案）である。
- ・その後、2011年1月理事会、および2月理事会にて検討が加えられている。
- ・本理事会（2011年3月）でこの定款変更案が承認されれば、2011年4月の通常総会にて変更案を決議し、これをもとに公益法人の認定申請を行う予定である。

・【本定款案の通常総会での取り扱い】本改訂案は、2011年4月開催予定の通常総会で承認される予定である。承認後、理事会内の公益認定申請作業および公益認定申請にかかわる内閣府公益認定等委員会による審査過程において、条文上の変更が必要な場合は理事会にその対応を一任し、認定移行登記後最初に開催される新法人の社員総会で追承認を求めることとする。（と定めたほうが良いか?）。ただし大きな定款の内容の変更に関しては、この限りではなく、臨時総会を開催して定款変更（案）の承認を求める。

2. 定款変更の方針

- ・現在の日本OR学会に定款において、公益法人の認定のために必要な事項において変更を行う。これは、内閣府の示すモデル定款を参考とする。
- ・それ以外は基本的に、現在のOR学会の活動をそのまま維持・運営できるような形を目指す。ただし、これまで定款に記載された事項において、定款に記載しなくても実施可能なことに関しては、学会活動の制約を課さないために記載しないこととした。

3. 新定款の概要・変更点

新定款の概要は以下の通り。※は現制度と異なる点である。

全体について

・現在の定款は、理事を選出する代議員や総会に関する条文が理事や理事会の後に来ているなど、章の構成が整合的ではなかった（第4章 役員、代議員および職員、第5章 会議）。

新定款ではこれを整理し整合的にしている。

・章の構成：

第1章 総則
第2章 目的及び事業
第3章 会員
第4章 総会
第5章 役員
第6章 理事会
第7章 資産及び会計
第8章 定款の変更及び解散
第9章 公告の方法
附則

現在の定款

第1章 総則
第2章 目的及び事業
第3章 会員
第4章 役員、代議員および職員
第5章 会議
第6章 資産及び会計
第7章 定款の変更及び解散
第8章 補足
細則
附則

- ・重要な事項には民法，一般社団・財団法人法との対応を記載（会員の権利など）した。（第5条法人の構成員，第11条総会の構成など）
- ・学会の事業内容は現在の定款と同じとしている。
- ・代議員制を維持することとし，会計監査人は置かないこととしている。

第1章 総則

- ・学会の事業内容は現在の定款と同じ（第5条）
- ・支部に関しては，記載しなくても支部を置くことが可能であるにも関わらず記述した（第3条）。これは，本学会における支部活動の重要性を，定款で位置づけて明確にするためである。

第2章 目的及び事業

※学会の目的について，実情に合わせるため「オペレーションズリサーチワーカーの職業的能力の向上」を削除し，公益性を高めるため「文化と産業の発展に寄与」を加えた。

第3章 会員

※理事会・支部長会議の議論，および選挙権と代議員の票数問題から，検討中であった法人会員制度は実施しないこととなった。

※現定款に存在する海外の会員入会については実態に合わないので削除した。（現 8 条）

・会員の退会は，理事会宛に退会届を出すことで「いつでも」退会できることとしている（任意退会）。現在は「理事会の承認を受ける」となっている。（第 9 条）

・会員の除名については，新定款では総会の決議（2/3 以上の可決）が必要。（第 10 条）現定款は理事会で過半数の議決でできる（第 13 条）。

※会員の退会・資格喪失・除名を整理した。（第 10 条，第 11 条）

・現在は会費の支払不履行は「除名」となっており，代議員と理事のおのおの 2/3 以上の議決が必要であるが，新定款では，自動的に「資格喪失」となる。除名ではない

・現定款では，退会と除名は資格の喪失の 1 つだが，新定款では退会・除名・資格の喪失は区別している。

・定款検討時に作られた「代議員」だけの章は定める必要がないので削除した。問題となる代議員の資格喪失であるが，代議員は会員の資格を失ったとき，その資格を喪失する。

第 4 章 総会

※総会の構成員は代議員とし，役員は含まない（現行は，代議員と役員（理事・監事）を構成員としている）（第 12 条）。

※理事・監事は総会の決議によって選任される（現行は，正会員と名誉会員の直接選挙で選ばれる）（第 13 条，第 21 条）

※理事・監事は，現定款では正会員または名誉会員の中から選任されるが，新定款ではその定めはない（理事の多数を親族や特殊の関係がある者が占めてはならない，という定めが加わっている）。

・総会における議決権は代議員 1 名につき 1 個とすることを明記。（第 17 条）会費の額によって社員の議決権に差を設けることはできないことは，重要なポイント。

・総会の議事は特別な場合を除き過半数で議決し，同数の場合は議長採決とする（cf. 理事会の決議で同数は議長採決ではない）。特別な決議（会員の除名，監事の解任，定款の変更，解散）については総代議員の議決権の 3 分の 2 以上で決議（第 18 条）。なお現定款では特別決議（理事・監事の解任（現 23 条），定款の改訂（現 48 条），解散に伴う残余財産の処分（現 50 条））については，理事・代議員の現在数のおのおのその 4 分の 3 以上の議決が必要であった。（第 18 条）

※役員の解任について

・監事の解任は総代議員の議決権の 2/3，理事の解任は過半数としている（現行は両方とも，3/4）（第 18 条）

・役員（理事・監事）の解任は、代議員の議決で決定される（現行は、理事・代議員の現在数のおおのその4分の3以上の議決が必要）（第18条、第25条）

（注意）一般法人法では役員解任には理事会の議決を必要としない（たぶん必要としてはいけない）ので、総会のみ議決事項とした。なお必要な議決数は「理事会の2/3以上」とあるので、現行のOR学会の定款通り3/4であっても満たされるが（ちなみに3/4は民法による旧社団法人の規定と思われる）、機動的対応を可能にし、なおかつ内閣府のモデル定款と合わせるため、特別決議は2/3に変更した。

・社員総会での書面議決を認めることはそのまま維持。（記載の必要なし）

第5章 役員

・会長を「代表理事」として位置づけた。（第20条）

※業務執行理事については定めないこととした。（第20条）

・理事について、理事の親族が多数を占められないことを明記。（第21条）

※会長の選出方法について、会長は、理事会の決議によって理事の中から選定されることを明記している。そのうえで選出方法について、会員全体から選ばれることを参考にしても問題はない。これは定款に記す必要がないので記していない。（現在は「別に定める方法」としており、細則で会長選考会議→全会員の新任と定めている）（第21条）

※第26条 理事及び監事に対して、総会において定める範囲と支給の基準に従って報酬を支給することができることとした。（現行では役員に関する「費用の支弁」を認めている）（第26条）

※理事と監事の「責任の免除」に関して、明文化した。（第27条）

「この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。」

第6章 理事会

※現定款の「理事会は年2回会長が招集する」「臨時理事会の招集義務」については、実態から離れており、第30条で「理事会は会長が招集する」に含まれているので削除した。

・理事会の可否同数時の議長採決は、モデル定款において留意事項Ⅱ8（81ページ）として明確に禁止されているため削除。（第31条）

※理事会の書面議決については基本的に認められていない（第31条）。

※書面議決ができないことを受け、理事会の成立要件は、現行の2/3以上の出席から過半数に変更した（第31条）

※理事会の議事録署名には「出席した会長、副会長及び監事」の署名が必須。（第33条）

第7章 資産及び会計

※基本財産に関しては、公益法人では定める必要がないので記述しない。

※事業計画および収支予算は、現行では毎事業年度開始前に、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届ける必要がある。これに対し、新法人では理事会の承認だけで良い。これにしたがって、臨時総会を開催する必要性がなくなる。(第 35 条)

・上記の理由から、暫定予算に関する定めも必要がないので削除した。

※事業報告及び決算が、理事会及び総会の承認を受けるのは現行と同じ(第 36 条)。現行では、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならないが、新法人ではその必要はない。

第 8 章 定款の変更及び解散

・現定款では、定款の変更に文部科学大臣の認可が必要であるが、新法人では必要がないので記述していない。(第 38 条)

※法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は、その財産を、公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する(第 40 条)。法人が精算する場合も同様。(第 41 条)

第 9 章 定款の変更および解散

※公告の方法として「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」を選択(第 42 条)

附則

※2012 年 3 月に認可された場合には、新法人の最初の会長・副会長は 2011 年度の会長・副会長となる。理事・監事も同じ。

※2012 年度通常総会(2012 年 4 月)が、初の総会となるが、この総会は新定款で選ばれた代議員によって行われる。